

食品営業許可申請手続きの流れ

○ 食品営業したい！ その前に

- ・ 飲食店などの食品営業施設を営むには、食品衛生法に基づく営業許可が必要です。
- ・ 営業許可の取得には、人および施設の要件が法令で定められています。
- ・ どのような要件が必要か、当所のHP等で調べて確認しておいてください。
(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tannan-hwc/>) ⇒



1) 事前相談

- ・ 営業施設の図面(平面図)について、その所在地を管轄する保健所へ事前に相談しましょう。
- ・ ここできちんと施設について施設基準に適合するか確認しておくことで手続きがスムーズに進みます。
- ・ また、申請に必要な書類についての確認もしておくといいです。



2) 食品営業許可申請 (目安としてオープンの日から2週間前までに申請しましょう)

- ・ 必要書類を揃えて営業施設所在地を管轄する保健所に申請します。
- ・ 申請時に県条例で定める額の手数料を納付します。(電子決裁やクレジットカードで！)

<必要書類等>

- ① 食品営業許可申請書
- ② 営業施設の平面図
- ③ 営業所付近の地図
- ④ 食品衛生責任者の資格を示す書類(写)
- ⑤ 現在事項全部証明書(法人の場合)
- ⑥ 水質検査成績書(井戸水の場合)
- ⑦ 申請手数料(例:飲食店¥16,000)

チェック

☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐

書類が揃っているか
確認しましょう！



3) 書類審査

- ・ 申請書類等に不備が無いか審査します。
- ・ 不備が無ければ現場確認検査の日時を決めます。
- ・ 不備があれば改善指示をします。



4) 現場確認検査

- ・ 営業施設へ立ち入り、臨検検査を行います。
 - ア) 施設が施設基準に合致している ⇒ 合格です(許可が出ます)
 - イ) 施設が施設基準に合致していない。 ⇒ 不合格です(許可が出ません)
- ※イの場合、不適事項の改善が確認できれば合格となります。



5) 許可証交付

- ・ 現場確認検査に合格した場合、営業許可証を作成します。(1週間ほどかかります)
- ・ 許可証ができあがったら、営業施設へ葉書でその旨を通知します。
- ・ 保健所で許可証を交付するので、上記の葉書を持参して受領します。
(受領のサインをいただきます)